

## 第45回山形県観光物産市開催要綱

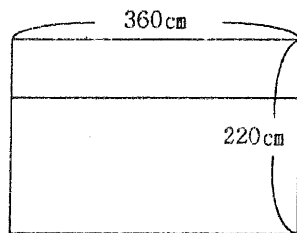
### <開催要綱>

- タイトル 第45回山形県観光物産市
- 日時 令和8年8月4日(火) 午前11時～午後7時
- 会場 山形市七日町十字路～十日町十字路間の国道車道全区間
- 主催 山形県、山形市、山形県市長会、山形県町村会、山形商工会議所、  
山形県商工会連合会、山形県観光物産協会、山形市中心商店街街づくり協議会、  
花笠サマーフェスティバル実行委員会、山形コミュニティ放送、山形テレビ
- 内容 (1) 県内で生産される特産品や名産品をテント、ワゴン等を使用して展示、  
販売、宣伝。  
(2) 県内全市町村の郷土芸能や観光地などを広く県内外の観光客に紹介し、  
観光の推進を図る。

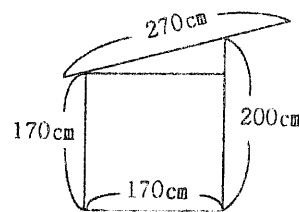
### <実施細目>

#### 1. 出店形態

- (1) 場所 会場内国道112号線上西側に、村山、最上、庄内、置賜の4ブロック  
に区分して設定します。
- (2) テント(1小間)  
イベントの一体感を出す為に事務局が用意します。(寸法下図参照)  
基本的に**持ち込みは禁止**いたします。

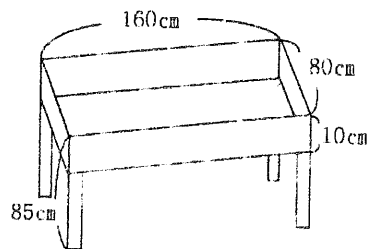


<正面図>



<側面図>

- (3) ワゴン お申込み頂いた分を事務局が用意します。(寸法下図参照)  
テント1張にワゴンが2台入ります。



寸法	横幅	160cm
	奥行	80cm
	高さ	85cm
	深さ	10cm

## 2. 商品の搬入及び搬出

- (1) 搬入が8月4日午前10時頃～10時30分。搬入後は速やかに車両移動をお願いします。搬出は午後7時～7時30分とさせていただきます。
- (2) 商品の搬入搬出は出店者各自でお願いします。
- (3) テント及びワゴンの設置及び撤収は事務局が中心になって行います。

## 3. 商品販売員

販売員は出店者をご派遣ください。2名以上の体制で行い、混雑時でも対応できるようにしてください。

## 4. 出店上の注意

### (1) 出店の許認可

下記の出店については許認可が必要ですので、出店者が各自申請してください。

○臨時飲食店（山形市保健所）

○臨時酒類販売（税務署）

- (2) 火器及び熱を発生する器具（電気コンロ等）を使用して商品を販売する場合は各自消火器をご用意ください。
- (3) 発電機の持込は安全上の理由から不可とさせていただきます。
- (4) 各地の名産品、特産品だけでなく、観光PRの為ののぼり、パンフレット、パネルなどもご用意ください。
- (5) 交通事故及び駐車場における事故等に関しては、当事者間で解決してください。

## 5. 出店者の負担経費（いずれも税込）

- (1) 出店料                    1小間6,000円（テント込）  
ワゴン使用料            1台 3,000円  
    (例) 1小間出店、ワゴン2台使用の場合は  
          12,000円となります。（搬入搬出費含む）
- (2) 電気使用料（コンセントをつける場合）コンセント1個につき4,000円
- (3) 消火器1本1,500円
- (4) 道路使用許可申請料 県証紙代2,400円（市町村毎に負担）
- (5) 出店者の負担経費は市町村毎に取りまとめ8月4日（火）までお振込み下さい。  
ご請求書は市町村担当者打合せ（7月27日）でお渡しさせていただきます。

<振込先>

山形銀行本店普通預金

口座番号 3205304

口座名 山形県観光物産市実行委員会

事務局長 玉井 優